２　法第二十一条の二第一項の規定に基づく調査及び測量（以下「街区境界調査」という。）の作業は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　法第二十一条の二第一項に規定する一筆又は二筆以上の土地（以下「街区内土地」という。）の所有者及び地番並びに街区内土地と同項に規定する街区外土地との境界（以下「街区境界」という。）の調査

二　前号の調査に基づいて行う街区境界の測量

三　前号の測量に基づいて行う街区の面積の測定（以下「街区面積測定」という。）

四　街区境界調査図及び街区境界調査簿の作成

３　第一項第一号及び前項第一号に掲げる作業を一筆地調査と、第一項第二号及び前項第二号に掲げる作業を地籍測量と総称する。

（計量単位）

第四条　地籍測量及び地積測定（街区境界調査にあつては街区面積測定。以下同じ。）における計量単位は、計量法（平成四年法律第五十一号）第八条第一項に規定する法定計量単位（同法附則第三条及び第四条の規定により法定計量単位とみなされる計量単位を含む。）によるものとする。

（記録等の保管）

第六条　地籍調査を行う者は、調査図、地籍調査票（街区境界調査にあつては街区境界調査票。以下同じ。）、測量記録その他地籍調査に関する記録を保管しなければならない。

（作業計画）

第十二条　（略）

２　前項の単位作業とは、一筆地調査、地籍測量、地積測定並びに地籍図又は街区境界調査図及び地籍簿又は街区境界調査簿の作成の各作業をいい、地籍測量は、第四十二条及び第七十六条に定める地籍測量の順序に従つて区分することができる。

３　第一項の規定により作業計画を作成するに当たつては、作業の経済的運用、単位作業間の相互の関連及び進度並びに他の単位区域における作業との関連を考慮するものとする。この場合において、地上法による地籍測量における一筆地測量又は航測法による地籍測量における航空測量の時期と現地について行う一筆地調査の時期との間隔をできるだけ少なくするように特に考慮するものとする。

（地籍調査票の作成）

第十八条　地籍調査票は、毎筆（街区境界調査にあつては街区境界に接する毎筆）の土地について、登記簿に基づいて作成するものとする。

２・３　（略）

（筆界標示杭の設置）

第二十一条　地籍調査を実施する者は、現地調査又は図面等調査（以下「現地調査等」という。）を実施するために必要があると認めるときは、土地の所有者等の協力を求め、現地調査等に着手する日までに（やむを得ない理由がある場合にあつては、現地調査等時に）、筆界（街区境界調査にあつては街区境界に限る。）について、筆界標示杭を設置するものとする。

２　（略）

（新設）

（計量単位）

第四条　地籍測量及び地積測定における計量単位は、計量法（平成四年法律第五十一号）第八条第一項に規定する法定計量単位（同法附則第三条及び第四条の規定により法定計量単位とみなされる計量単位を含む。）によるものとする。

（新設）

（記録等の保管）

第六条　地籍調査を行う者は、調査図、地籍調査票、測量記録その他地籍調査に関する記録を保管しなければならない。

（作業計画）

第十二条　（略）

２　前項の単位作業とは、一筆地調査、地籍測量、地積測定並びに地籍図及び地籍簿の作成の各作業をいい、地籍測量は、第四十二条及び第七十六条に定める地籍測量の順序に従つて区分することができる。

３　第一項の規定により作業計画を作成するに当たつては、作業の経済的運用、単位作業間の相互の関連及び進度並びに他の単位区域における作業との関連を考慮するものとする。この場合において、地上法による地籍測量における一筆地測量又は航測法による地籍測量における空中写真撮影の時期と現地について行う一筆地調査の時期との間隔をできるだけ少なくするように特に考慮するものとする。

（地籍調査票の作成）

第十八条　地籍調査票は、毎筆の土地について、登記簿に基づいて作成するものとする。

２・３　（略）

（筆界標示杭の設置）

第二十一条　地籍調査を実施する者は、現地調査又は図面等調査（以下「現地調査等」という。）を実施するために必要があると認めるときは、土地の所有者等の協力を求め、現地調査等に着手する日までに（やむを得ない理由がある場合にあつては、現地調査等時に）、毎筆の土地について、筆界標示杭を設置するものとする。

２　（略）